



埼玉県報

第 2704 号
平成 27 年(2015 年)
6 月 12 日
金曜日

目次

訓令

- 埼玉県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令（職員健康支援課）

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（東部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（川越比企地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（川越比企地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（西部地域振興センター）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 建築協定（全員協定）（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定（選挙管理委員会）
- 平成 27 年 6 月 2 日現在における選挙人名簿登録者数の 50 分の 1、3 分の 1 の数等（選挙管理委員会）

埼玉県訓令第十号

訓令

本庁
地域機関

埼玉県労働委員会事務局
埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年六月十二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員安全衛生管理規程（昭和六十一年埼玉県訓令第十三号）の一部を次のように改正する。

様式第三号から様式第五号までを次のように改める。

措置決定申請書

第 年 月 日
号

統括安全衛生管理者
総務部長様

所属所
所属長

下記の職員から別添のとおり、医師の診断書その他の資料が提出されたので、埼玉県職員安全衛生管理規程第21条の規定により、申請書を提出します。

記

- 1 住 所
- 2 氏 名 (ふりがな) (男・女)
- 3 職員番号
- 4 生年月日 (年齢) 年 月 日 (歳)
- 5 職名及び職務内容
- 6 申請の区分 (1) 新規 (2) 延長 (3) 復職
- 7 申請内容 ※病気休暇・休職期間の通算規定に該当する場合は、通算した期間ごとに記入

(1) 既承認期間

	始 期	終 期	合計日数
病気休暇	年 月 日	年 月 日	日間
休 職	年 月 日	年 月 日	日間

(2) 今回申請期間

	始 期	終 期	合計日数
病気休暇	年 月 日	年 月 日	日間
休 職	年 月 日	年 月 日	日間

(3) 復職希望年月日 ※復職申請時に記入

年 月 日

- 8 病気休暇又は休職の原因 (1) 公務傷病 (2) その他の傷病
- 9 その他

診 断 書

埼玉県職員健康審査会

所属所	部・局	職 名		
氏 名		性 別	男 ・ 女	
住 所		生年月日	年 月 日 (歳)	
病 名		発病年月	発 見 方 法 (注3)	
		年 月		
I C D 1 0 カ テ ゴ リ ー : F - (_____) ※精神に係る疾患の場合のみ記入(注2)				
既 往 症		発病年月	治 療 期 間	
		年 月	年 月 ~ 年 月	
発病以来の 症状及び経過		治 療 経 過	入院・通院の別	入院・通院
			リワーク・デイケア 等の利用の有無 ※精神疾患の場合のみ記入	有・無 年 月から 年 月まで
			検査等	
現在の症状		処方内容		
特に問題となる点				
療養・休養期間	年 月 日から 年 月 日まで			
療養・休養及び復職後の勤務に関する意見	【復職の場合】 年 月 日から復職可能			

上記のとおり診断します。

年 月 日

所在地
医療機関名
医師の氏名

㊟

注1 太枠内は、所属であらかじめ記入してください。

注2 病名とI C D 1 0カテゴリーを整合させてください。

注3 精神に係る疾患の場合は、「発見方法」欄に「受診に至った経路・動機」を記入してください。

診 断 書

(結核性疾患用)

埼玉県職員健康審査会

所属所	部・局	職名			
氏名			性別	男・女	
住所			生年月日	年 月 日 (歳)	
病名		発病年月		発見方法	
[学会分類]		年 月			
既往症		発病年月		治療期間	
		年 月		年 月 ~ 年 月	
QFT等インターフェロγ試験		陽性・判定保留・陰性 (年 月 実施)			
ツベルクリン反応		(年 月 判定) × (×) (発赤・硬結・水泡・壊死) ×			
BCG接種歴		無・有 (年 月 接種) ・不明			
現在までの治療経過	入院治療	年 月 日 ~ 年 月 日	結核菌検査 (喀痰・その他)		
	通院治療	年 月 日 ~ 年 月 日	年月日	方法(注2)	成績
	抗結核薬	INH・RFP・SM・EB・PZA			
	その他 ()				
	薬剤耐性	無・有 ()			
現在の症状	咳漱・喀痰・発熱・胸痛・呼吸困難				
	その他				
現在の所見	レントゲン所見				
	 (年 月 日) (年 月 日) (年 月 日)				
	その他の所見				
特に問題となる点					
療養・休養期間	年 月 日から 年 月 日まで				
療養・休養及び復職後の勤務に関する意見	【復職の場合】 年 月 日から復職可能				

上記のとおり診断します。

年 月 日

所在地

医療機関名

医師の氏名

㊞

注1 太枠内は、所属であらかじめ記入してください。

注2 検体 (喀痰等) と方法 (塗沫等) について、記入してください。

注3 胸部X線画像を添付してください。

所属所名 (所属所コード)		職 名	
		現所属の在籍	年 月から
氏 名		性 別	男 ・ 女
住 所		生年月日	年 月 日 (歳)
発病時の状態			
最近の生活状況			
家庭の環境			
療養・休養前の勤務状況 ※試み出勤中の場合、 試み出勤中の勤務状況等を記入			
復職に関する希望	所属長		
	本 人		
特に問題となる点			

年 月 日

所 属 所 名
衛生管理者又は
安全衛生推進者等
職 ・ 氏 名

様式第五号（二）の次に次の一様式を加える。

観 察 報 告 書

(結核性疾患用)

埼玉県職員健康審査会

所 属 所 名 (所属所コード)		職 名	
		現所属の在籍	年 月 日から
氏 名		性 別	男 ・ 女
住 所		生年月日	年 月 日 (歳)
発病時の状態			
最近の生活状況			
家庭の環境			
勤務状況 (療養・休養中の場合は健康時のものを記入)			
所属の接触者 健康診断の実施 状況(可能な範囲で記入)			
復職に関する希望	所属長		
	本 人		
特に問題となる点			

年 月 日

所 属 所 名
衛生管理者又は
安全衛生推進者等
職 ・ 氏 名

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の埼玉県職員安全衛生管理規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

埼玉県告示第六百六十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年六月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 believe

三 代表者の氏名

近藤 啓之

四 主たる事務所の所在地

埼玉県草加市谷塚町一〇一五番地八

五 定款に記載された目的

この法人は、草加市とその近隣のしょうがい児・者に対し、発達支援事業、家族支援事業、余暇活動をより豊かにする事業を行う。しょうがい児の発達、社会的自立を促進し、安心できる居場所と保護者への心の安らぎを提供する。一般市民との交流と理解を深め、豊かな地域社会づくり、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百六十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年六月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年五月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 カワゴエ・マス・メディア
- 三 代表者の氏名
寺崎 英幸
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川越市霞ヶ関東四丁目二十三番地十四
- 五 定款に記載された目的
この法人は、まちづくりの取り組みに対して、ICT（インフォメーション&コミュニケーション・テクノロジー（情報通信技術））を利用したコミュニケーションの場の形成、市民と国内外に向けた情報発信、その他街の発展に寄与するための活動を、主催、共催、支援、助言することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百七十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年六月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年六月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人鶴ヶ島市体育協会
- 三 代表者の氏名
櫛田 啓造
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木十六番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、埼玉県鶴ヶ島市におけるスポーツの普及及び発展を図ることにより、市民生活の向上及び健康で明るいまちづくりに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百七十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県 N P O 情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年六月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年六月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
N P O 法人虹の郷
- 三 代表者の氏名
村田 一美
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県入間市宮寺十五番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く知的障害者、身体障害者、精神障害者に対する地域授産活動の支援を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年六月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーオザム草加両新田店

埼玉県草加市両新田西町四百四十一番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

三菱UFJリース株式会社 代表取締役 白石正

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社オザム 代表取締役 小澤国生

東京都青梅市友田町五丁目三百五十番

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十八年一月二十二日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千四百四十三平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四九台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 七二台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一六〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 七立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設一 午前六時から午後十時

荷さばき施設二 午前六時から午前八時四十五分

荷さばき施設三 午前六時から午前八時四十五分

ト 届出年月日

平成二十七年五月二十一日

二 縦覧期間

平成二十七年六月十二日から平成二十七年十月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年六月十二日から平成二十七年十月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第六百七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年六月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）マミーマート坂戸八幡店

埼玉県坂戸市八幡一丁目十七番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

津野田興産有限公司 代表取締役 津野田修

東京都板橋区前野町一丁目四十七番三号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社マミーマート 代表取締役 岩崎裕文

埼玉県東松山市本町二丁目二番四十七号

株式会社AOKI 代表取締役 清水彰

神奈川県横浜市都筑区葛が谷六番五十六号

株式会社あさひ 代表取締役 下田佳史

大阪市都島区高倉町三丁目十一番四号 外未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十八年二月二日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

五千百九十一平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二四三台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一四八台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 八五四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二五立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社マミーマーケット 午前九時から翌午前一時

株式会社AOKI 午前十時から午後八時

株式会社あさひ 午前十時から午後八時

その他（未定テナント） 午前九時から翌午前一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から翌午前一時十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設一 午前六時から午後十時

荷さばき施設二 午前六時から午後十時

荷さばき施設三 午前六時から午前六時四十五分

荷さばき施設四 午前六時から午前六時四十五分

荷さばき施設五 午前六時から午前六時四十五分

荷さばき施設六 午前六時から午前六時四十五分

ト 届出年月日

平成二十七年六月一日

二 縦覧期間

平成二十七年六月十二日から平成二十七年十月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年六月十二日から平成二十七年十月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百七十四号

測量計画機関である（仮称）三郷インター南部南土地区画整理組合設立準備会から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

（仮称）三郷インター南部南土地区画整理組合設立準備会

二 作業種類

公共測量（土地区画整理事業）

三 作業地域

三郷市花和田・谷口地域

四 作業期間

平成二十七年六月八日から平成二十七年十月三十一日まで

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年六月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十七年一月二十一日

指令川建セ第二六〇〇九四〇号

二 検査済証番号

平成二十七年六月八日

川建セ第二七〇〇一六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字下大屋敷字小堤五百二十三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字下大屋敷五百二十二番地

渡辺 勇人

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年六月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第三号
指定に係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十七年五月二十七日
指定に係る道路の位置	<p>飯能市岩沢千三十一から 千七十九―四まで</p> <p>飯能市岩沢千三十一から 九百六十六―一まで</p> <p>飯能市岩沢千十五から 千十四―二まで</p> <p>飯能市岩沢千二十二から 千二十三―一まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>百九十三・〇</p> <p>百十三・二</p> <p>七十三・八</p> <p>四十七・六</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>十六・〇</p> <p>十六・〇</p> <p>五・〇</p> <p>四・〇</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十七年六月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 建築協定認可申請者の代表者の住所及び氏名

埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷三百九十一番百三十九

盛岡 一夫

二 建築協定区域

埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北精進百九番五外

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年六月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十七年五月二十一日

指令川建セ第二六〇〇五八一号

二 検査済証番号

平成二十七年六月九日

川建セ第二七〇〇二四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字川島字花見堂千五百五十五番一、千五百五十六番一、千五百五十一番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字川島千八百七十番地三
権田清

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年六月十二日

川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第四号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十七年六月五日
指定に係る道路の位置	<p>飯能市川寺二百八十五―三から 二百八十六―二十まで 飯能市笠縫四百七―九から 四百二十九―一まで 飯能市笠縫四百七―九から 四百二十一―二まで 飯能市笠縫百三十二―四から 三百八十四―二まで 飯能市笠縫九十七―十六から 九十九―四まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>十六・四四 六十三・六 七十七・八六 二十二・八 二十四・二四</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>六・〇 六・〇 六・〇 六・〇 十二・〇</p>

告示

埼玉県選管告示第四十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十七年六月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	社会福祉法人杏樹会 特別養護老人ホーム杏樹苑爽風館	埼玉県入間市大字仏子千百十 一番地一
老人ホーム	社会福祉法人健友会 介護老人福祉施設みなみかぜ・燦	埼玉県川越市大字吉田二百三 番地三

告 示

埼玉県選管告示第四十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、富士見市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成二十七年六月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

施設の名称	ピアザふじみ
所在地	埼玉県富士見市ふじみ野東一丁目十六番地六
管理者	富士見市長
収容人員	一二〇人

告示

埼玉県選管告示第四十三号

平成二十七年六月二日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十七年六月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一八、三七九人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八三九、八六六人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区 草加市	六五、七〇五人
南第二区 川口市	一四四、一二七人
南第三区 さいたま市西区	二三、四五一人
南第四区 さいたま市北区	三八、五五二人
南第五区 さいたま市大宮区	三一、一〇一人
南第六区 さいたま市見沼区	四三、一五七人
南第七区 さいたま市中央区	二六、四七〇人
南第八区 さいたま市桜区	二五、四七八人
南第九区 さいたま市浦和区	四一、二四二人
南第十区 さいたま市南区	四七、六四〇人

南第十一区	さいたま市緑区	三一、〇一三人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三〇、三六四人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七三、一五一人
南第十四区	桶川市	二〇、六四五人
南第十五区	北本市	一九、〇六二人
南第十六区	鴻巣市	三二、七六八人
南第十七区	志木市	一九、七七九人
南第十八区	新座市	四三、八三九人
南第十九区	蕨市	一九、四七二人
南第二十区	戸田市	三四、〇四五人
南第二十一区	朝霞市	三五、五八九人
南第二十二区	和光市	二一、二三五人
西第一区	所沢市	九三、八七三人
西第二区	入間市	四〇、七八五人
西第三区	飯能市	二二、四六三人
西第四区	狭山市	四二、六四六人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四〇、一七一人
西第六区	富士見市	二九、四二四人
西第七区	川越市	九四、四一四人
西第八区	日高市	一五、五四五人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一七、五一五人
西第十区	坂戸市	二七、二六三人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、〇一三人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三六、〇六四人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二二、三三四人
北第一区	秩父市	一八、一〇〇人
北第二区	横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村	一一、八六九人
北第三区	本庄市・神川町・上里町	三三、三六九人
北第四区	深谷市・美里町・寄居町	五二、一一二人
北第五区	熊谷市	五四、九九三人
東第一区	行田市	二三、一五三人
東第二区	羽生市	一五、一八一人
東第三区	加須市	三一、四五六人
東第四区	久喜市	四二、六六六人

東第五区	蓮田市	一七、四三四人
東第六区	白岡市・宮代町	二三、五〇一人
東第七区	春日部市	六五、四五二人
東第八区	越谷市	八九、七七七人
東第九区	八潮市	二二、七一二人
東第十区	三郷市	三六、九七八人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二七、五四七人
東第十二区	吉川市・松伏町	二六、五〇二人